

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 ギャップフィラー作業班（第４回）議事概要

1 日 時

平成 27 年 3 月 27 日（火） 15 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所

中央合同庁舎第 2 号館 地下 2 階 第 1・第 2・第 3 会議室

3 議 題

- (1) 前回議事概要（案）の確認
- (2) 東海総合通信局が行った調査検討会報告書の概要について
- (3) これまでの作業班審議からの変更事項について
- (4) ラジオのギャップフィラーの報告書（案）について
- (5) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊丹主任（東京理科大学）、小竹（テレコムエンジニアリングセンター）、大原（マ
スプロ電工）、川島（エフエム東京）、倉地（ひまわりネットワーク）、櫻井（C B C
ラジオ）、嶋田（日本 C A T V 技術協会）、平川（日本放送協会）、三浦（ニッポン放
送）、和食（日本ケーブルテレビ連盟）

【事務局】久恒、向井、豊重、長澤（情報流通行政局放送技術課）

5 配付資料

資料 GF 作 4－1 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会ギャップフィラ
ー作業班（第 3 回）の議事概要（案）

資料 GF 作 4－2 ケーブルテレビ網を活用した AM ラジオ難聴地域解消のための FM 補完
小電力放送システムの調査検討報告書

資料 GF 作 4－3 これまでの作業班審議からの変更事項について

資料 GF 作 4－4 ラジオのギャップフィラーの報告書（案）概要について

資料 GF 作 4－5 ラジオのギャップフィラーの報告書（案）について

6 議事概要

議事次第に沿って検討を行った。議事概要は以下のとおり。

(1) 前回議事概要（案）の確認

資料 GF 作 4－1 について承認された。

(2) 東海総合通信局が行った調査検討会報告書の概要について

嶋田構成員より資料 GF 作 4－2 に基づき説明がなされ、了承された。

(3) これまでの作業班審議からの変更事項について

事務局より資料 GF 作 4－3 に基づき説明がなされ、主に以下の質疑が行われた。

- 技術基準適合証明機器とするギャップフィルターの技術的要件につて、無線従事者の選任は不要ということによいか。(和食構成員)
- 無線局検査を不要とすることで、手続きを簡素化することとしたい。また、別の規定になるが無線従事者の選任も不要としたい。(事務局)
- ラジオのギャップフィルターは放送事業者以外のものが設置することができるが、雑音が入った場合などは放送事業者に苦情などが来ることになるが、そのときの対応はどのように想定するか。(三浦構成員)
- テレビのギャップフィルターの場合は組合長等設置者に苦情が行き、対応するようになっているはずである。設置者が誰かによって苦情の受け先は違ってくると思う。(事務局)
- その点は事前に当該エリアのリスナーに十分な説明がなされるものと思ってよいか。(三浦構成員)
- そのとおりと考える。ギャップフィルター設置の際には放送事業者との事前の話し合いは重要であり、今後の運用として決められるものとする。(事務局)
- 現在のギャップフィルターも今後は同様の扱いとするのか。(川島構成員)
- 現在のギャップフィルター機器は技術基準適合証明を与えられていないので、今後の扱いを同様にするのは難しいと考える。(事務局)
- ギャップフィルター設置の際には再放送の手続きは誰が行うのか。(倉地構成員)
- テレビのギャップフィルター同様、設置者が行う。(事務局)

(4) ラジオのギャップフィルターの報告書(案)について

事務局より資料 GF 作 4-4 に基づき説明がなされ、主に以下の質疑が行われた。

- 資料 GF 作 4-4 の 6 ページで、C/N と D/U が混在しているが何か使い分けはあるのか。(和食構成員)
- D/U が正しい記述なので、適切に修正する。(事務局)
- 資料 GF 作 4-4 の 7 ページで、「未満」の記述は「以下」ではないか。(和食構成員)
- 確認し、適切に修正する。(事務局)
- 資料 GF 作 4-4 の 17 ページで、ギャップフィルターで再放送を行う電波は上位局の放送エリアに限られると考えて良いのか。例えば隣接県の電波を再放送してしまう場合は、それは混信保護条件に含まれると考えるのか。(和食構成員)
- 基本的には放送対象地域の中の再放送を行う電波は上位局の放送エリアに限られると考えるが、隣接する電波の放送事業者が再放送を認めるのであれば、それも可能となる。受信機には 400kHz の周波数間隔がないと聞きにくいものが多いので、今回示した条件を満たさない場合には聴取者の利便性を保つことができないと思われる。(事務局)
- 資料 GF 作 4-2 では AM ラジオの難聴地域を解消する目的でのギャップフィルターということであるが、資料 GF 作 4-4 の 1 ページでは FM の放送事業者が上位局として記載されている。AM 放送、FM 放送の両方が対象ということによいか。(川島構成員)
- そのとおりである。資料 GF 作 4-5 には、AM 放送、FM 放送、FM 補完放送、コミュニティ放送が検討対象であると記載しているところ。(事務局)

- 難聴として認定するのは、どのような場合か。(平川構成員)
- 法定電界強度に対して電界強度が弱い地域又は雑音等で主観評価を行った場合「2」以下となるラジオの聴取が困難な地域を難聴地域と考えられる。(事務局)

(5) その他

事務局より、資料 GF 作 4－5 についての意見は 4 月 3 日(金)までに事務局に提出いただき、それをもとに主任とご相談の上、4 月 23 日(木)開催予定の放送システム委員会へ報告予定である旨、連絡があった。

伊丹主任より、本作業班は今回で審議を終了する旨、連絡があった。

以上